

第2章

改正の内容

今般の構造計算書偽装事件の発生により、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が拡大しているところであり、事件の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるようにすることが求められているところです。

平成18年6月の建築基準法等の改正は、こうした状況を受け、同年2月の社会資本整備審議会の中間報告を踏まえて行われたものであり、主に、建築確認・検査制度及び指定確認検査機関制度について大きな見直しが行われました。

建築士制度については、この中間報告以降、引き続き社会資本整備審議会でのあり方について検討が重ねられ、平成18年8月に答申がとりまとめられたものであり、今回の建築士法等の改正は、この答申を踏まえて行ったものです。

内容としては、建築士に関する情報の開示、建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の活用、建築士事務所の業務の適正化、団体による自律的な監督体制の確立、建築士・建築士事務所の登録等の事務の効率化の6つを大きな柱としています。

以下、これらの柱に沿って、個別の改正事項について具体的内容を記述します。

1 建築士に関する情報の開示

(1) 建築士名簿の閲覧

〈改正の趣旨〉

先般の構造計算書偽装事件以降、建築士による不適切な設計の事案が複数明らかになっており、建築士に関する情報を知りたいという消費者のニーズが高まっています。さらには、今日の建築設計の専門分化の進展を背景に、各々の建築士の得意分野にも自ずと偏りが見られるようになってきており、消費者にとっては、資格の有無のみならず、どの建築士が構造設計や設備設計の専門家であるのかという点も重大な関心事項となっています。

このため、建築士に関する幅広い情報開示を行い、消費者が市場において建築士を適切に選択できるよう、現行では非公開である建築士名簿を一般の閲覧に供することとし、併せて、建築士名簿の記載事項の拡充を行うこととします（一級建築士名簿の記載事項については国土交通省令の改正、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の記載事項については都道府県規則の改正）。

＜改正の内容＞

- ① 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならないこととします（第6条第2項）。

※現行法においては、一級建築士名簿は国土交通省に、二級建築士名簿及び木造建築士名簿は都道府県に、それぞれ備えることとされていますが（第6条）、一般の閲覧には供されていません。

なお、建築士事務所の登録簿については、現行法上、都道府県知事が一般の閲覧に供することとされています（第23条の9）。

- ② 一級建築士名簿の登録事項を定める国土交通省令の規定を改正し、登録事項を拡充することとします（建築士法施行規則第3条等の規定を、今回の法改正の施行に併せて改正）。

現行では、建築士の氏名、処分歴等が一級建築士名簿の登録事項とされていますが、これらに加え、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（3(1)P14参照）であるか否か、定期講習（2(2)P12参照）の受講歴等を登録事項に追加する予定です。

※二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項は都道府県の規則で定めることとされてお

2 建築士の資質・能力の向上

(1) 建築士試験の受験資格の見直し

Q₆

学歴要件について、所定の科目を履修することが条件となるということですが、具体的にはどのような科目を履修する必要がありますか。

A

1. 今回の改正では、建築士試験の受験資格の学歴要件について国土交通大臣の指定する建築科目を修めて卒業したことを要するものとしていますが（第14条第1号～第3号、第15条第1号・第2号）、建築士として業務を行うためには、建築構造、建築設備、建築計画、建築施工、建築法規など各分野の全般的な知識が必要であることから、これらの科目をバランスよく履修している者に受験資格が与えられることとなるよう、具体の科目の指定を行う予定です。
2. なお、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験を受験するために履修すべき科目はそれぞれ異なり、また、大学や短期大学等の各種学校で開設されている建築科目もそれぞれ異なることから、科目の指定は、各々の試験について、学校の種別（大学、短期大学、高等専門学校等）に応じ、それぞれ行うこととします。

Q₇

既に建築課程又は土木課程を卒業している者についても、改正法の施行後は受験資格が認められなくなるのですか。

A

1. 改正法の施行日前に正規の建築課程又は土木課程を卒業した者については、新法（改正法による改正後の建築士法）に規定

する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなし、学歴要件を満たすものとするとしてしています（附則第3条第2項・第6項）。

2. 同様に、改正法の施行日前から正規の建築課程又は土木課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を卒業した者についても、学歴要件を満たすものとするとしてしています（附則第3条第3項・第6項）。

Q⁸

実務経験要件が厳格化されるということですが、どのような実務の経験であれば認められるのですか。

A

1. 今回の改正では、建築士試験の受験資格の実務経験要件を厳格化し、建築に関する実務のうち一定のものの経験しか認めないこととしています（第14条第1号～第3号、第15条第2号・第4号）。
2. 具体的な実務の内容は今後国土交通省令で定めることになりますが、設計及び工事監理を行うために必要な基礎的経験を求めるという観点から、当該省令では、設計又は工事監理の業務の補助のほか、建築確認や中間検査・完了検査の業務の補助など、設計図書に密接に関わる実務を規定する予定です。

Q⁹

二級建築士としての実務経験を有する者に対する一級建築士の受験資格について、実務の要件が厳格化されるということですが、どのような実務の経験であれば認められるのですか。

A

1. 今回の改正では、二級建築士としての実務経験を有する者に対する一級建築士の受験資格について、実務の要件を厳格化

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 免許等（第四条―第十一条）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>第五章 建築士会及び建築士会連合会（第二十二條の四）</p> <p>第六章 建築士事務所（第二十三條―第二十七條）</p> <p>第七章 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定（第二十七條の二―第二十七條の五）</p> <p>第八章 建築士審査会（第二十八條―第三十三條）</p> <p>第九章 雑則（第三十四條―第三十七條）</p> <p>第十章 罰則（第三十八條―第四十五條）</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。</p> <p>3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。</p> <p>4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 免許（第四条―第十一条）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條）</p> <p>第四章の二 建築士会及び建築士会連合会（第二十二條の二）</p> <p>第五章 建築士事務所（第二十三條―第二十七條）</p> <p>第五章の二 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定（第二十七條の二―第二十七條の五）</p> <p>第六章 建築士審査会（第二十八條―第三十四條）</p> <p>第七章 雑則（第三十四條の二―第三十四條の五）</p> <p>第八章 罰則（第三十五條―第三十八條）</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。</p> <p>3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。</p> <p>4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、</p>

<p>3 2 第五条 (略) (免許の登録)</p>	<p>9 (略) 第二章 免許等</p>	<p>7 (略)</p>	<p>8 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。</p>	<p>6 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「構造設計図書」という。)の設計を、「設備設計」とは建築設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。)の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「設備設計図書」という。)の設計をいう。</p>	<p>5 工事監理その他の業務を行う者をいう。 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。</p>
--	---	----------------	---	--	--

<p>2 第五条 (略) (免許の登録) (新設)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>7 (略)</p>	<p>8 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。</p>	<p>6 (略)</p>	<p>5 工事監理等の業務を行う者をいう。 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。</p>
---	----------------	----------------	---	----------------	---